

議案第10号

飛騨市総合政策審議会設置条例について

飛騨市総合政策審議会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について調査審議する審議会を設置するため。

飛驒市総合政策審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、飛驒市総合政策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の求めに応じ、市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において行う。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

飛驒市総合政策審議会設置条例（案）要旨

1 制定の趣旨

本条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について、広く各分野の有識者及び市民からの意見を聴取し市政に反映させることを目的とした飛驒市総合政策審議会を設置するために制定するもの。

2 概要

審議会は市内公募を含む市民有識者等15名以内をもって組織し、市の基本的な政策等の企画立案に当たり専門的かつ市民側の見地から調査・審議を行う。

3 施行日 平成29年4月1日